東京都
景観色彩ガイドライン

Color Scape Guidelines for Metropolitan Tokyo

目次

ガイドラインの目的と使用方法 …… 1
色彩景観とマンセル表色系 …… 3
東京都の景観施策と色彩基準の基本事項 …… 5

基準編

基準編では、景観計画に基づく色彩の数値基準の内容を解説しています。
建築物等の立地や規模に応じて必要なページを参照し、基準への適合を確認して下さい。

01 景観基本軸の色彩 …… 8
02 景観形成特別地区の色彩 …… 14
03 一般地域の色彩 …… 20
04 大規模建築物等の色彩 …… 22
05 屋外広告物の色彩 …… 32

活用編

活用編では、周辺景観と調和した色彩計画の考え方について解説しています。
建築物等の立地や視認距離、配色、素材による色彩の見え方の違いや景域ごとの色彩配慮事項などを紹介しています。

01 東京の景観と色彩 …… 36
02 色彩基準の主旨をふまえた色彩計画の進め方 …… 38
03 建築物の色彩…多様な見え方への配慮 …… 40
04 遠・中・近景に対応した色彩計画 …… 44
05 色彩基準の運用にあたって …… 53

※この冊子ではできるだけ正確な色再現を心がけましたが、印刷物のため、実際のマンセル値と図版等の色彩が異なる場合がありますのでご注意ください。

ガイドラインの目的と使用方法

ガイドラインの目的

東京都は、美しく風格のある首都東京を実現するため、平成19年4月に「東京都景観計画」を策定しました。

東京都景観計画では、東京の景観特性を踏まえて地域特性に応じた基準を定め、良好な景観形成を進めています。

このガイドラインは、東京都景観計画に基づき、景観形成基準のうち色彩に関する基準について解説したものです。これにより都民や事業者、区市町村と連携・協力しながら、都市全体として落ち着きと視覚的に統一感のある街並みの形成を誘導していきます。

本冊子の使用方法

建築物や工作物の新築・新設、外壁の色彩の変更など、東京都景観計画による届出制度及び大規模建築物等の事前協議制度の対象行為を計画される場合は、景観形成基準等への適合が必要となります。

色彩については、区域や対象ごとに数値基準が設けられていますので、「基準編」によって当該行為に係る数値基準の内容を確認して下さい。数値基準は周辺の景観特性や対象の規模などを考慮し、緩やかな枠組みとして設定されており、周辺の景観に対して極端に違和感の強い色彩を抑制するものです。

一方、計画地にふさわしい色彩を導き出すためには、周辺との調和を加味した丁寧な色彩計画が欠かせません。このため「活用編」によって、場所や規模に応じた景観調和の考え方や色彩計画の進め方などを確認して下さい。

「基準編」と「活用編」からなる本冊子を活用し、数値基準に適合することはもとより、数値基準の設定主旨をふまえ、周囲の街並みに調和する色彩計画を検討して下さい。

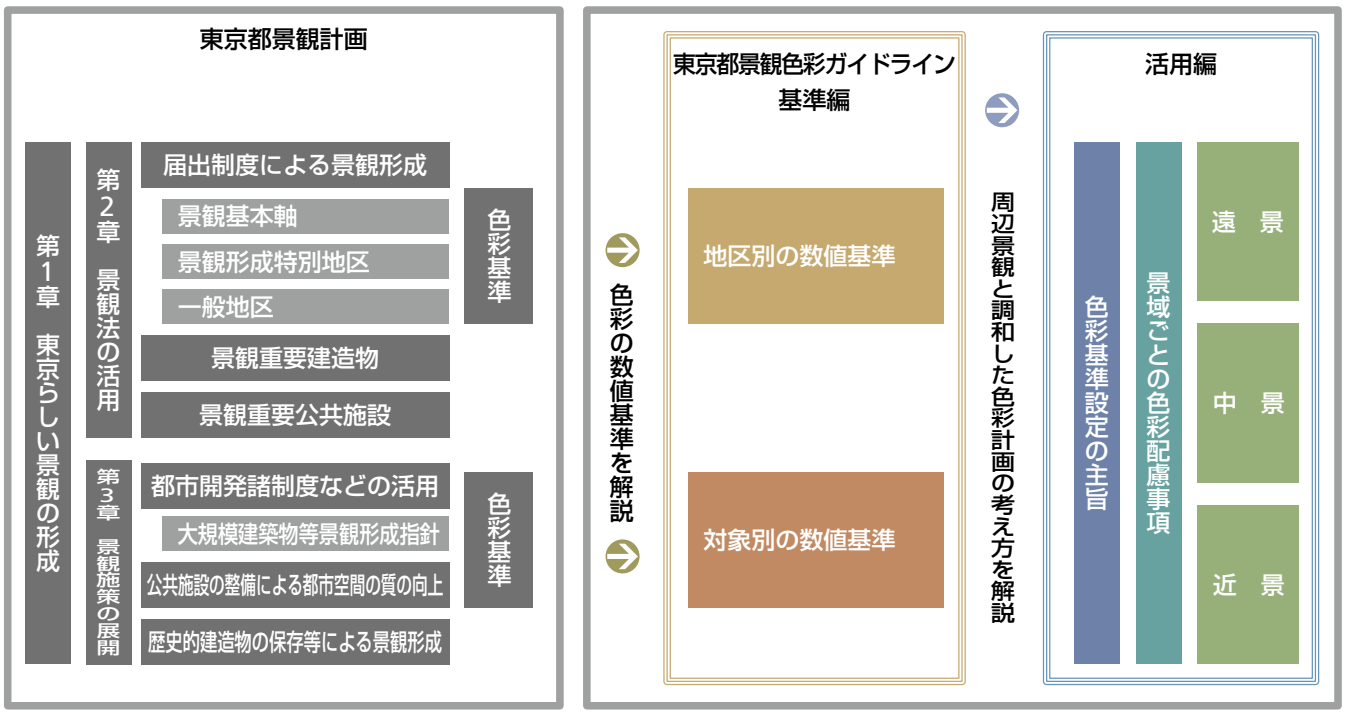

本冊子の構成

東京都景観計画における景観形成基準は、色彩の数値基準※への適合だけでなく、周辺景観との調和を図ることをあわせて一体の基準としています。

この冊子では、数値基準の内容については「基準編」で解説し、周辺景観と調和した色彩計画の考え方については「活用編」で解説しています。

区市町村等の取組への配慮

計画地が存する区市町村等において、まちづくり、景観づくりのマスタープランやガイドライン、指針・基準などに基づく取組が行われている場合には、その取組に沿った色彩計画とすることが必要です。

特に、近景から中景の色彩については、区市町村等の取組に配慮し、地域の景観形成に資する色彩計画とすることが重要になります。

●「数値基準」と「周辺景観との調和」のイメージ

配慮やルールのない景観のイメージ

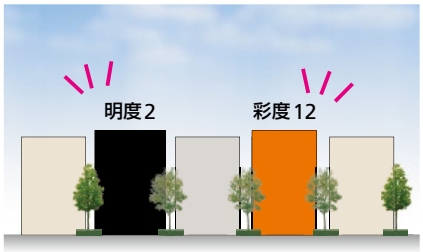

周辺への配慮や景観色彩のルールがない場合、個別事業ごとの色彩計画がぶつかり合うことによって、共通性や連続性が感じられない街並みになってしまうことも考えられます。

「数値基準」による規制のイメージ

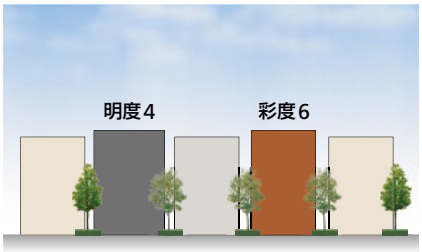

「数値基準」に沿った色彩計画を行うことにより、極端に違和感の強い色彩は規制･誘導することができますが、周辺景観の状況によっては周囲の街並みとの対比が強くなる場合があります。

「周辺景観との調和」による誘導のイメージ

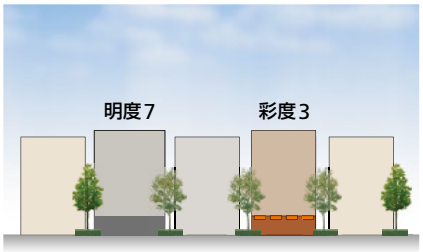

「周辺景観との調和」を考慮し、場所や規模に応じた適切な色彩計画を行うことにより、個々の建築物の充実だけでなく周辺を含めた美しい街並みを実現することができます。

※景観法第 17 条第 1 項に規定する景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限

色彩景観とマンセル表色系

マンセル表色系

私たちは一般に色彩を、赤や青、黄などの色名で表現します。しかし、色名による表現は捉え方に個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。

このため、ガイドラインでは、JIS（日本工業規格）などにも採用されている国際的な尺度である「マンセル表色系」を採用しています。

「マンセル表色系」ではひとつの色彩を「色相（いろあい）」、「明度（あかるさ）」、「彩度（あざやかさ）」という3つの尺度の組み合わせによって表現します。

●色相（しきそう）は、いろあいを表します。10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。また、10RPは0R、10Rは0YRと同意です。

●明度（めいど）は、明るさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。実際には、最も明るい白で明度9.5程度、最も暗い黒で明度1.0程度です。

●彩度（さいど）は、鮮やかさを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく赤の原色の彩度は14程度です。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは14程度、青緑や青などは8程度です。

●マンセル値は、これら3つの属性を組み合わせて表記する記号です。

例えば、都の木であるイチョウの葉は、春から夏にかけての盛期で10GY5/6程度、秋の紅葉時で5Y7/8程度です。

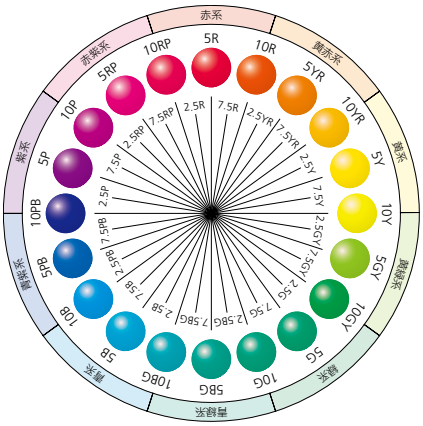

色相（マンセル色相環）

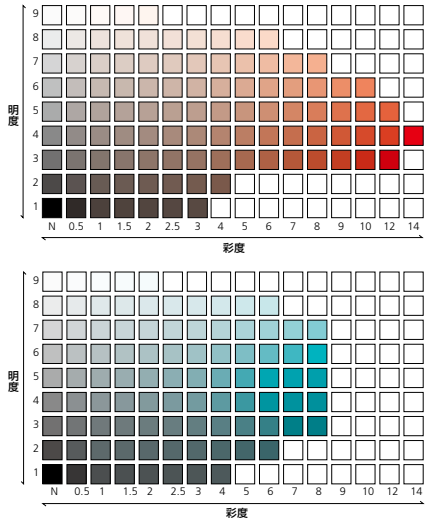

明度（あかるさ）と彩度（あざやかさ）

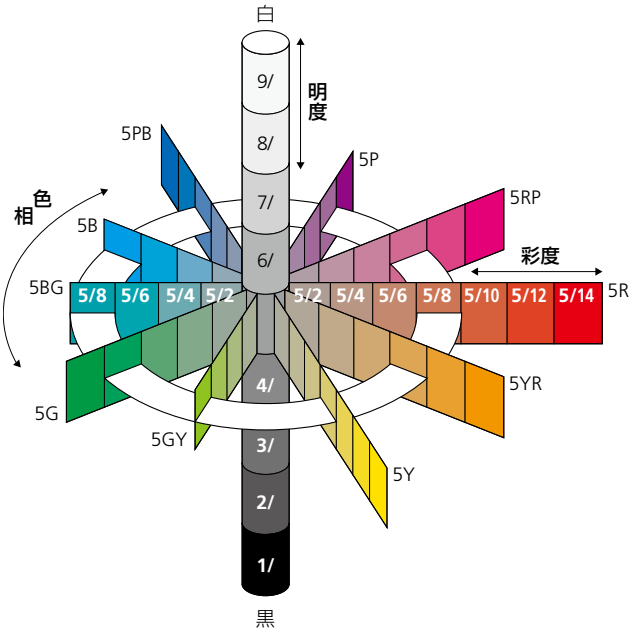

マンセル表色系のしくみ

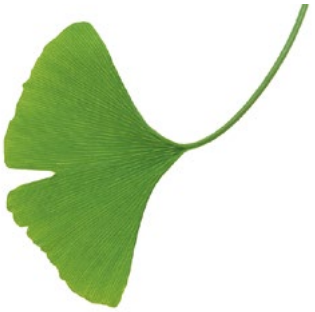

緑のイチョウの葉

10GY（じゅうジーワイ） 5（ご） / 6（ろく）
色相 明度 彩度

黄葉したのイチョウの葉

5Y（ごワイ） 7（なな） / 8（はち）
色相 明度 彩度

色相、明度、彩度と景観の関わり

景観は、さまざまな要素の色彩が互いに関係し合いながらひとつの場面を形成しています。ここでは、マンセル表色系の色相、明度、彩度が景観の中でそれぞれ主にどのような役割を果たしているか紹介します。

●色相…建築物としてのなじみやすさに影響

・日本の建築物や工作物等の外装色は、大多数が赤、黄赤、黄の暖色系3色相に属しており、全般的にやや暖かみを感じさせる景観を形成しています。
・こうした暖色系の色合いは、建築物等の建材として伝統的に用いられてきた自然素材の色相とも符合し、建材の多様化によって色彩の選択肢が広まった現代においても建築外装色の基本となっています。一般に白や灰色として捉えられている漆喰やいぶし瓦などの伝統的建材もわずかに黄みを帯び、全く色味のない無彩色とは異なった暖かみをもっています。
・一方、これら3色相以外の青や緑、紫などの色相を基本とした建物は、建築物等の色彩としてはあまり見慣れないものであるため、街並みの中で違和感や冷たさを感じさせる場合があります。
・このように色相は建築物としてのなじみやすさに影響を与えています。

穏やかな暖色の建築物が連なる景観（品川区天王洲地区）

●明度…緑を背景とした眺望景観などに影響

・明度は遠距離から見た都市景観の全体像に大きな影響力をもっています。
・暗い紺色の地に明るい白の文字、図を配置した道路標識などのように、視認性や可読性が要求される要素には明度対比の強い配色が用いられます。色相の違いや彩度の違いよりも、明度の違い（対比）は遠くからでも認識しやすいからです。
・緑の丘陵地を背景とした白い箱状の建築物は周辺の景観の中から突出して見えます。一方、明るさを抑え背景と同様の明度を基調とした建築物や意匠の工夫により陰影を付けた建築物などは背景の緑に融和して見えます。
・このように、高所からの眺望や丘陵、山地の緑を背景とした景観、街並みの外観がおぼろげに感じられるような遠方からの眺望では、街並みや緑との明度対比を和らげる工夫が大切になります。

連続的につながる崖線との調和が求められる景観（狛江市東野川）

●彩度…街並みの秩序形成に影響

・主に近距離、中距離から見た景観に大きな影響力をもつのが彩度です。
・彩度の高い色彩は目立ち、低彩度の色彩は周辺の景観に融和します。彩度が高い色彩は、誘目性（人の眼を引きつける度合い）が高く、景観の第一印象に大きな影響を与える要素となります。
・こうした、目立ち方の度合いに着目し、それぞれの要素にふさわしい彩度を選択することが大切です。
・一般的に、建築物等の色彩は低彩度に属しており、そうした穏やかな色調でそろった街並みでは、落ち着きや品格が感じられるばかりでなく、季節の花々や催事の彩りなどが映え、四季折々の豊かな変化が感じられるものです。
・都市の景観の中では派手な建築物や屋外広告物などの色彩が問題となることがありますが、その問題の多くは周囲の景観に対して彩度が高いことに起因するものです。

庭園の緑が一層鮮やかに引き立つ景観（浜離宮庭園）

東京都の景観施策と色彩基準の基本事項

東京都の景観施策

良好な都市の景観をつくるためには、東京全体の景観の将来像を定め、様々な施策を関連付けて景観行政に取り組むことが大切です。都は、「東京都景観条例」及び「東京都景観計画」に基づき、美しく風格のある首都東京の景観の実現に向けて取り組んでいます。

東京全体を広域的視点から見て、景観上の骨格となる特徴ある自然や地形の広がりを「景観基本軸」、文化財庭園等の周辺など、良好な景観形成を推進する上で、特に重点的に取り組む必要がある地区を「景観形成特別地区」として指定し、地区ごとに配慮すべき景観形成基準を定め、「届出制度」による景観形成を行っています。

また、都市開発諸制度等を適用する大規模建築物等については、事業の企画・提案などの段階から「事前協議制度」により、皇居周辺地域における良質なデザインの誘導や、国会議事堂等の眺望保全など、景観に配慮した計画への誘導を行っています。

建築物や工作物の色彩は、地域の景観を構成する重要な要素であり、計画にあたっては、色彩についても十分な配慮が必要となるため、東京都景観計画では実態調査に基づき、良好な景観形成のための色彩基準を設定しています。

地区区分と対象行為

次に掲げるものは景観法及び東京都景観条例に基づく届出対象となります。また、都市開発諸制度等による大規模建築物等は東京都景観計画における事前協議の対象となります。詳しくは景観計画を参照して下さい。

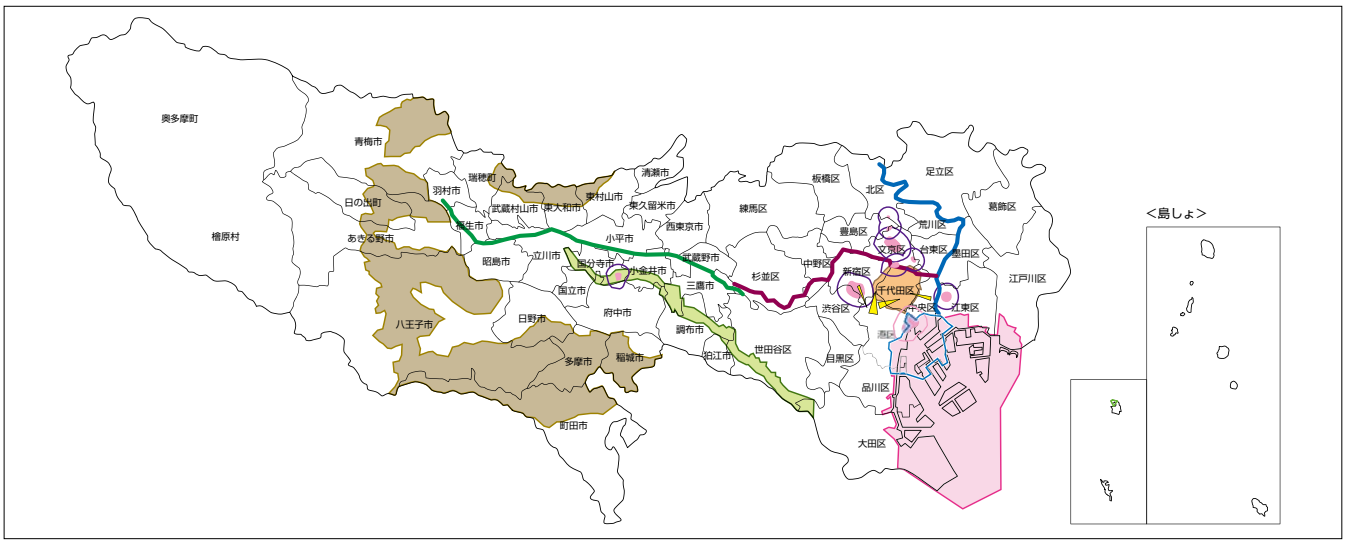

凡例		
区域名称		主な届出対象例
景観基本軸	臨海景観基本軸	高さ15m又は延べ（築造）面積3,000m²以上
	隅田川景観基本軸	高さ15m又は延べ（築造）面積1,000m²以上
	神田川景観基本軸	高さ15m又は延べ（築造）面積1,000m²以上
	玉川上水景観基本軸	高さ10m以上
	国分寺崖線景観基本軸	高さ10m又は延べ（築造）面積1,000m²以上
	丘陵地景観基本軸	高さ10m以上
景観形成特別地区	文化財庭園等景観形成特別地区（各庭園の外周線からおおむね100m～300mの範囲）	高さ20m以上
	水辺景観形成特別地区	規模は臨海景観基本軸、隅田川景観基本軸と同じ
	小笠原（父島二見港周辺）景観形成特別地区	地階を除く階数3以上又は300m²以上
一般地域	特別区	高さ60m以上又は延べ（築造）面積30,000m²以上
	市町村	高さ45m以上又は延べ（築造）面積15,000m²以上
大規模建築物等	国会議事堂、迎賓館、絵画館、東京駅丸の内駅舎の眺望を保全する区域	①高度利用地区　②特定街区　③都市再生特別地区　④市街地再開発事業　⑤再開発等促進区を定める地区計画　⑥総合設計（都が許可する建築物）　⑦特例容積率適用地区⑦その他知事が必要と認める事業（PFI事業等）
	皇居周辺地域の景観誘導区域	
	文化財庭園等の周辺の景観誘導区域	

色彩基準の基本的考え方

色彩基準は、次のような視点に立って設定しています。

(1)原色に近い高彩度の色彩は避け、空や樹木の緑、土や石などの自然の色と馴染みやすい、暖色系で低彩度の色彩を基本とする。

(2)水辺をいかした景観形成を図る地域や、庭園周辺等の緑が景観の構成要素として重要な地域では、地域の景観特性を踏まえた基準を定め、色彩の誘導を図る。

(3)地区計画や面的開発の区域などを対象に、一定の広がりの中で地域特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合や石材など地域固有の自然素材を使用する場合については、これを尊重する。

開放的な景観が広がる隅田川河口

色彩基準における面積比の考え方

景観計画では、建築物等の色彩について、届出対象に応じて適切な面積配分を設け、マンセル値による色彩基準を設定するとともに、周辺景観との調和を図ることとしています。

●基本色

・外壁各面の4/5は、基本色の基準に適合した色彩を用いてください。

●強調色

・外壁に表情をつける場合などは、外壁各面の1/5について、強調色の基準に適合した色彩を用いることができます。（景観基本軸は、基本色のみの基準を設定しています。）

●アクセント色

・強調色の他に外壁にアクセントをつける場合は、外壁各面の1/20に限って、アクセント色の基準に適合した色彩を用いることができます。ただし、強調色とアクセント色の総量は外壁各面の1/5以内とします。
（都市開発諸制度等による大規模建築物等に適用される基準です。（その他の区域を除く。））

●屋根色（勾配屋根）

・勾配屋根の色彩は、屋根色の基準に適合した色彩を用いてください。（陸屋根の屋根面には適用されません。）

色彩基準における面積比の考え方（イメージ）

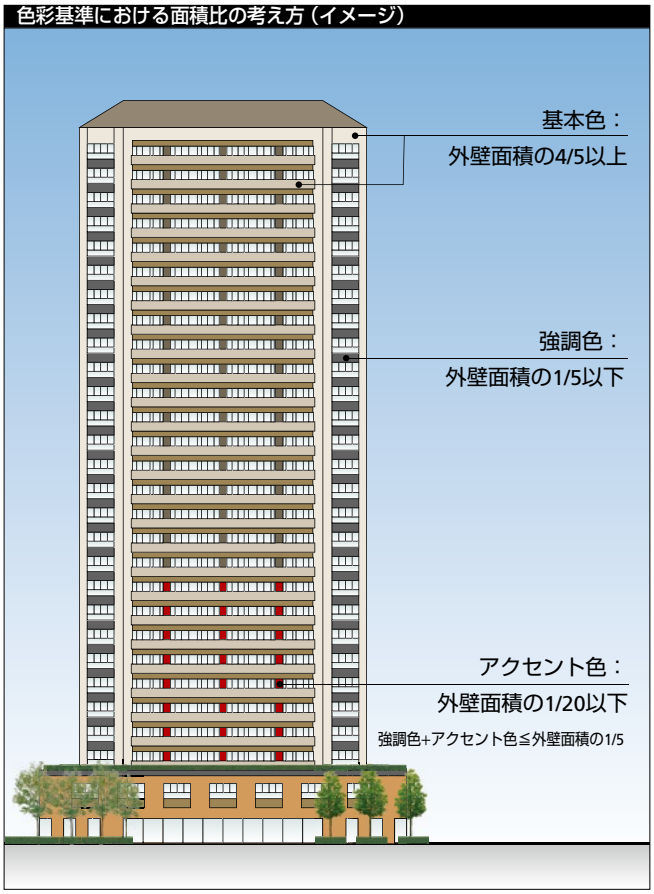

色彩基準の例外

(1)次のような場合については、景観審議会などの意見を聴取した上で、色彩基準によらないことができます。

・地区計画や面的開発の区域などを対象に、一定の広がりの中で地域特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合

・石材などの地域固有の自然素材（自然石のほか、質感の豊かなタイルやレンガ、木材など）を使用する場合

・橋梁等で都民となじみが深く、地域のイメージの核となっており、地域のランドマークの役割を果たしているもの

・その他、良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画

(2)工作物の色彩については、他の法令等で使用する色彩が決められているもの、コースターなどの遊戯施設で、壁面と認識できる部分をもたないものは、色彩基準によらないことができます。

(3)高彩度色として認識されるような着色をしていないガラスについては、周辺の景観や空の色彩などを反映し、その色彩が一定でないことからこの色彩基準によらないことができます。ただし、色彩基準の考え方を十分踏まえて計画してください。